

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 7 月 26 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの **3件**

國 民 年 金 関 係 **3件**

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1501006 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 1600026 号

第1 結論

昭和 46 年＊月から昭和 53 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年＊月から昭和 53 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 46 年＊月頃、母が私の国民年金の加入手続を行い、母と別居した平成元年頃までは、母が私の国民年金保険料を納付していたはずである。請求期間の国民年金保険料が未納となっているが、私の保険料を納付出来ないほど母の収入は少なくなかったので、未納ということはあり得ない。

父の昭和 47 年分の所得税の確定申告書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、その母が、昭和 46 年＊月頃に請求者の国民年金の加入手続を行い、平成元年頃まで請求者の国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、その母は高齢のためその証言を得ることが出来ず、請求者自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 53 年 6 月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点において、請求者は 20 歳到達時に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、請求期間のうち、昭和 46 年＊月から昭和 51 年 3 月までは、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、昭和 51 年 4 月から昭和 53 年 3 月までは、過年度納付できる期間であるが、上記のとおり請求者の保険料納付状況は不明である。

さらに、社会保険オンラインシステムの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、請求者から提出された請求者の父の昭和 47 年分の所得税の確定申告書を検証したが、当該申告書に記載されている社会保険料控除額からは請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがうこととはできない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600009 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 1600024 号

第1 結論

昭和 45 年＊月から昭和 52 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年＊月から昭和 52 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 45 年＊月頃に、私の母が当時学生だった私のために国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料も納付していたと母から聞いているので、調査の上、請求期間について国民年金保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20 歳になった昭和 45 年＊月頃に、請求者の母が当時学生だった請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料も母が納付していたと主張しているが、請求者の母は、高齢のため証言を得ることができず、請求者自身も国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 53 年 4 月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点において、請求者は 20 歳到達時に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、当該払出時点では、請求期間のうち昭和 45 年＊月から昭和 50 年 12 月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間であり、請求期間のうち昭和 51 年 1 月から昭和 52 年 3 月までの期間は、過年度納付が可能な期間となるが、上記のとおり保険料の納付状況は不明である。

さらに、請求者は、母から引き継いだオレンジ色の年金手帳について、請求者が 20 歳になり、国民年金の加入手続を行った時に交付されたものであると主張しているが、オレンジ色の年金手帳の発行開始は、昭和 49 年 11 月であることから、事実と相違する。

加えて、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等により調査したものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当た

らない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600144 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 1600025 号

第1 結論

平成 13 年 1 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 45 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 13 年 1 月

私は、平成 13 年 3 月頃、A 社会保険事務所（当時）から郵送されてきた納付書を持って B 市 C 区役所に行き、請求期間の国民年金保険料を納付した。国民年金の加入手続については、明確な記憶はないが、C 区役所で保険料の納付と併せて行ったと思う。

納付時に受け取った領収書は所持していないが、住所地の B 市 D 区ではない B 市 C 区役所へ行ったのは一度しかなく、納付した記憶に間違いがないと確信しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成 13 年 3 月頃、請求期間に係る国民年金保険料納付書を持参の上、B 市 C 区役所において、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと主張している。

しかしながら、請求者に係るオンラインの記録によると、請求期間は、平成 13 年 10 月 3 日に国民年金被保険者資格の取得及び喪失記録の処理を行ったことにより生じた未納期間であり、請求者が国民年金保険料を納付したとする同年 3 月の時点では、請求期間は未加入期間であったため、制度上保険料を納付することはできない上、請求期間に係る国民年金保険料納付書は、同年 10 月 9 日に初めて作成されていることが確認できることから、請求者が主張する時期には、国民年金の加入手続を行っておらず、これら事実と一致しない。

また、請求期間に係る国民年金保険料の納付について、上記のとおり、平成 13 年 10 月に納付書が作成されていることから、過年度納付の取扱いとなる上、B 市は、当時の国民年金保険料の取扱いについて、過年度保険料は区役所の窓口で納付することはできず、市役所及び区役所内の銀行の派出所においても納付できなかった旨回答している。

さらに、請求期間は基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、この時期は年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であ

ることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の誤りが生じる可能性は極めて低いと考えられる。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。